

社会福祉法人慈恵福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵福祉会の役員(常勤・非常勤職員を除く)及び評議員などの報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事(常勤・非常勤職員を除く)及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費等を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。又、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

| 名 称 | 報 酬 費 (日額) |
|-----------------|------------|
| 理 事 会 出 席 報 酬 等 | 6, 0 0 0 円 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

| 名 称 | 報 酬 費 (日額) |
|-------------------|------------|
| 評 議 員 会 出 席 報 酬 等 | 6, 0 0 0 円 |

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、職員として兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事または評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務(出張等)にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査の業務(出張等)にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の報酬上限)

第5条 理事は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、又監事は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、本規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

別 表 1

| 名 称 | 会 議 報 酬 (日額) |
|-------------------------|--------------|
| 理 事 長 業 務 報 酬 等 | 6, 0 0 0 円 |
| 理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 | 6, 0 0 0 円 |
| 監 事 監 査 指 導 報 酬 等 | 6, 0 0 0 円 |